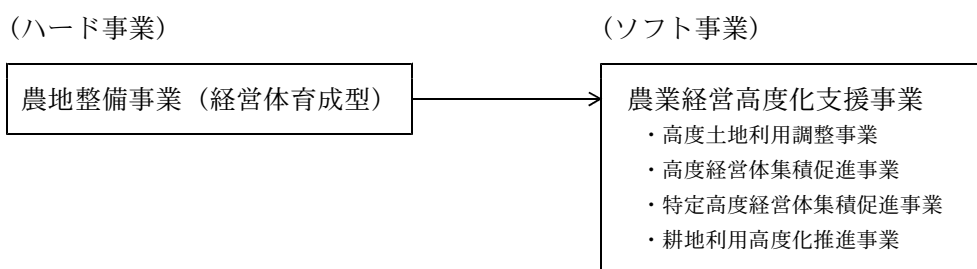


<b>農地整備事業（経営体育成型）</b> (旧経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）)	事業主体 県	所管課班 ㊦ 農村振興課 地域計画班 ㊧ 農村整備課 ほ場整備班
---	--------	-------------------------------------

## 目 的

区画整理を中心とした土地基盤の総合的な整備と、既に整備された優良農地の施設の老朽化等に対応した更新整備を、地域農業の展開や担い手の意向を踏まえつつ、地域の実情に応じて柔軟かつ弾力的に実施し、将来にわたって優良農地の適切な維持・保全を図るものであり、意欲ある経営体による農業の展開を推進する。



※本事業は、経営体育成基盤整備事業（一般型）、経営体育成基盤整備事業（面的集積型）、経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）を統合したものであるが、採択要件、負担割合は旧事業に基づいている。

## 採 択 要 件 （旧経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）による）

- 1 事業完了時において、以下のいずれかを満たす農業生産法人等及び経営基盤強化法に規定する特定農業法人が育成されることが確実と見込まれること。
  - ①農業生産法人が存在しない地区
    - ・生産基盤整備事業等の完了時において、農業経営の法人化に関する計画を有するものが、同計画を達成するとともに、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する対象農業者である農業生産法人となることが確実と見込まれること。
  - ②農業生産法人が存在する地区
    - ・生産基盤整備事業等の完了時において、当該農業生産法人が特定農業法人として農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する対象農業者である農業生産法人となることが確実と見込まれること。
- 2 生産基盤整備事業等の完了時において、受益面積に占める1の要件を満たす農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実と見込まれること。
- 3 受益面積が20ha以上であること。
- 4 事業実施地区にかかる市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施すること。
- 5 農業生産法人等農地集積促進事業を行う場合にあつては、上記のほか農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

## 事業内容

(1) 農地整備事業（経営体育成型）

次に掲げるア～オの事業のうち2以上（ア、イは単独でも可）の事業を実施。

- ア 区画整理
- イ 暗渠排水
- ウ 農業用排水施設
- エ 農道
- オ 客土

上記のほか、当該生産基盤整備事業と密接な関連事業と併せて一体的に実施するもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （農業生産法人等育成型））	50 (55)	27.5	10 (7.5)	12.5 (10)	( )は中山間等 地域

(2) 農業経営高度化支援事業

区分	事業種類	事業内容	国	県	市町村	備考
農業経営 高度化支 援事業	(1)高度土地利用調整事業					
	ア 指導事業	土地利用調整及び農用地 の利用集積を推進するた め、都道府県が行う普及 ・指導活動	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	関係農家の意向調査活 動、土地利用調整活動、 関係機関との調整等調査 ・調整活動	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業					
	農業生産法人等農地集積 促進事業	農業生産法人等水田・畑 作経営所得安定対策対象 経営者への農用地の利用 集積に向けた促進支援	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処 理及び不陸均平、暗渠の 維持管理、その他の農用 地の良好な生産環境の維 持及び条件整備活動	50 (55)	—	—	

(1)のイについては、市町村、土地改良区等が実施主体、(2)、(3)については、市町村が実施主体  
( )は中山間地域に適用